

分科会意見を踏まえた新たな利用要件（案）と 利用世帯数推計について

1 現在の利用要件に対する分科会意見

【現在の利用要件】

道路に面する一戸建ての住宅に居住し、おおむね500メートル以内に除雪を援助できる子又は子の配偶者が居住していない世帯で、次のいずれかに該当する世帯のうち、自力で除雪が困難と認められる世帯

- ・ 70歳以上の方、重度（1級及び2級）の身体障がいのある方のみで構成される世帯、または70歳以上の方と重度の身体障がいのある方だけで構成される世帯
- ・ 市社協が特に必要と認める世帯

高齢者における「除雪の困難さ」を判断する指標として「年齢」を用いていた。

【分科会】
指標として、年齢よりも身体状況が判断しやすい指標はないか？

【分科会】
より正確に「除雪の困難さ」を把握できる指標は何か？

除雪をする協力員の方が高齢なことがある…

本当に制度を必要としている人に届いているのだろうか？

一見すると元気に見える方が制度を利用している。

【分科会意見】

- ・ 年齢よりも身体状況や除雪の困難状況を判断しやすい指標として **要介護度**を導入してはどうか。

新たな利用要件（案）としては、

【利用要件（案）】

- ・ 要支援2以上の方
- ・ 要支援1については特定の条件に該当する方 など

2 分科会意見を踏まえた新たな利用要件（案）に関する検討

介護保険制度への影響や、要件変更に伴う事務作業への影響について

・要介護の状態であれば、介護の手が必要ということなので、除雪について支援の手が必要であると理解できるのではないかな。

・介護保険サービスを利用する予定は無いが、将来のために認定を受けておく、俗にいう「お守り認定」の増加や認定申請、認定更新の集中が懸念される！

・介護認定のみでの判断は難しい！「要支援」については、同一の判定でも除雪の支援の必要性は個人差が大きいのではないかな。

・要件変更に伴う事務作業の煩雑化や負担増大が心配！

<札幌市と社会福祉協議会における検討>

・要支援の認定者のうち、介護保険サービスを利用している方については、何らかの生活上の支援を実際に受けているという観点から、除雪の支援が必要な状態と考える。

・介護保険制度への影響(お守り認定の増加、認定申請の集中、認定の更新等)と、要件変更に伴う市社協の事務負担を軽減するため、前年度の利用世帯については、状況の変化が無い限り利用を認めることとする。

・世帯員全員に要介護認定と介護保険サービス利用の要件を求めてしまうと利用世帯のハードルが大きく上がるため、高齢の夫婦世帯を念頭に専ら介護をしている世帯員も利用対象とする。

【新たな利用要件（案）】

・道路に面する一戸建ての住宅に居住し、おおむね500メートル以内に除雪を援助できる子又は子の配偶者が居住していない世帯で、世帯員全員が以下の(1)～(4)のいずれかの要件に該当し、自力で除雪することが困難と認められる世帯または、前年度福祉除雪を利用し利用要件に変動が無い世帯

(1)要介護1以上または重度(1・2級)の身体障がいのある場合

(2)介護保険の事業対象者または要支援1・2で介護保険サービスを継続して利用している場合

(3)(1)に該当する方を専ら介護し除雪することが困難と認められる70歳以上の方

(4)札幌市社会福祉協議会が特に認める方

3 新たな利用要件(案)とした場合の利用世帯数推計について

新たな利用要件（案）とした場合の利用世帯数推計については以下の通り。

(1)、(2)で、「介護保険サービスを利用していること」を要件とすることにより発生する影響の算出を行い、その結果を基に、(3)の算出を行う。

推計方法

- (1) 福祉除雪利用者における介護保険サービス利用率の算出
- (2) 介護保険サービス利用率を R 5 実績にあてはめた場合の世帯数の算出
- (3) 利用世帯数の将来推計

3－(1) 福祉除雪利用者における介護保険サービス利用率の算出

算出方法

- ① 要支援1及び要支援2を保持する利用者を、70歳以上、75歳以上、80歳以上、85歳以上、90歳以上の5階層に分け、各階層20名、計100名ずつ抽出。
- ② 抽出した利用者のサービス利用状況を確認し、サービス利用者とサービス未利用者とに分け、介護保険サービス利用率を算出

算出結果は以下のとおり

【要支援1：100名中】

- ・サービス未利用者は41名
- ・サービス利用者は 59名

【要支援2：100名中】

- ・サービス未利用者は20名
- ・サービス利用者は 80名

各支援区分における介護保険サービス利用率は、
要支援1：59% 要支援2：80%

福祉除雪利用者 介護保険サービス利用状況						
要支援1	合計	70～74	75～79	80～84	85～89	90～
サービス未利用	41	9	8	12	5	7
A2：訪問型サービス（独自）	25	8	4	2	4	7
A6：通所型サービス（独自）	32	3	5	8	8	8
67：介護予防福祉用具貸与	11	1	2	1	4	3
63：介護予防訪問看護	3	1	2	0	0	0
66：介護予防通所リハ	2	0	1	0	1	0
16：通所リハ	1	0	0	0	0	1
34：介護予防居宅療養管理指導	1	0	0	0	0	1
11：訪問介護	0	0	0	0	0	0
15：通所介護	0	0	0	0	0	0
17：福祉用具貸与	0	0	0	0	0	0
31：居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0
73：小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
51：介護福祉施設サービス	0	0	0	0	0	0
64：介護予防訪問リハ	0	0	0	0	0	0
AF：介護予防ケアマネジメント	43	9	8	7	10	9
要支援2	合計	70～74	75～79	80～84	85～89	90～
サービス未利用	20	7	5	3	2	3
A2：訪問型サービス（独自）	54	11	6	12	13	12
A6：通所型サービス（独自）	37	2	6	10	8	11
67：介護予防福祉用具貸与	38	5	8	11	7	7
63：介護予防訪問看護	12	0	2	2	6	2
66：介護予防通所リハ	8	2	1	2	3	0
16：通所リハ	0	0	0	0	0	0
34：介護予防居宅療養管理指導	6	0	2	0	2	2
11：訪問介護	1	0	0	0	1	0
15：通所介護	1	0	0	0	1	0
17：福祉用具貸与	2	0	1	0	1	0
31：居宅療養管理指導	1	0	0	0	1	0
73：小規模多機能型居宅介護	1	0	1	0	0	0
51：介護福祉施設サービス	1	0	0	0	1	0
64：介護予防訪問リハ	3	1	1	0	1	0
AF：介護予防ケアマネジメント	28	6	6	5	3	8
各支援区分の各年齢層で20名ずつ抽出						

3-(2) 介護保険サービス利用率をR 5 実績にあてはめた場合の世帯数の算出

算出方法

3-(1)で算出した介護保険サービス利用率を、下記①R 5年度利用世帯数にあてはめ、下記②を算出する。

①R5年度利用世帯数

要支援		要介護					障がい			要支援+障がい	要介護+障がい	無し	合計
1	2	1	2	3	4	5	身体	精神	知的				
1,033	738	573	305	78	65	28	280	20	1	485	456	1,788	5,850

100%

②介護保険サービス利用率を充てはめると（サービス利用率、要支援1：59%、要支援2：80%）

要支援		要介護					障がい			要支援+障がい	要介護+障がい	無し	合計
1	2	1	2	3	4	5	身体	精神	知的				
609	590	573	305	78	65	28	280	20	1	485	456	70	3,560

60.9%

①との差

424

148

1,718

「要支援1」は、 $1,033 \times 0.59\% = 609$

「要支援2」は、 $738 \times 0.80\% = 590$

「無し」は「社協が特に認める世帯」以外は対象外となり、1,718世帯が対象外となることから $1,788 - 1,718 = 70$ となる。

以上のことから、介護保険サービス利用率をR5実績にあてはめた場合の世帯数は**3,560世帯**となり、現在の利用要件での利用世帯数比で**60.9%**となる。

3－(3) 利用世帯数の推計について（R 8 から適用した場合）

新たな利用要件（案）に基づく利用世帯数推計

